

古都保存のあり方検討小委員会 報告骨子(案) 補足資料

国土交通省の取組み

歴史的風土の適切な保存を図るための支援

社会資本整備総合交付金

- ・損失の補償、土地の買入れ
- ・歴史的風土保存施設の整備
- ・景観阻害物件の除却



景観阻害物件の除却(明日香村)



他省庁の取組み

マツ枯れ・ナラ枯れ対策への支援

森林病虫害等防除事業(林野庁)

- ・ビニール被覆による予防や被害木のくん蒸処理



ビニール被覆

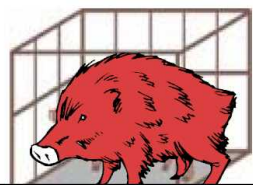


くん蒸処理

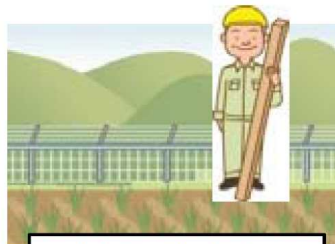
鳥獣被害対策への支援

鳥獣被害防止総合対策交付金(農林水産省)

- ・侵入防止柵等の設置等



捕獲機材の導入



侵入防止柵

地域との協働への支援

森林・山村多面的機能発揮対策(林野庁)

- ・地域住民、森林所有者等が協力して行う里山林の保全、森林環境教育などの取組を支援



里山林の保全



森林環境教育

○ 逗子市内の国指定史跡「名越切通」^{おおきりぎし}大切岸の保存整備

保存修復

- ・垂直な崖面などは、岩質強化処理により、風化作用を軽減
- ・亀裂は、亀裂充填材により補強

安全対策

- ・崖面に堆積した不安定土砂と、亀裂の発達・根の侵入により落石が懸念される箇所に、樹脂繊維ネットやワイヤーロープ掛けによる崩落防止対策を実施



崖面での岩質強化処理
(基質強化剤の含浸処理)



崖面の崩落防止(樹脂繊維ネット)

(提供:(株)鴻池組)

市民団体等との協働の推進について①

○民間団体等の公的な位置付けの例

- ・河川管理者と連携して活動する団体を「河川協力団体」として法律上に位置づけ
- ・当該団体が行き組む業務としては、河川工事や河川の維持など多岐に渡る
- ・団体からの申請を河川管理者が審査し、指定手続きを行う

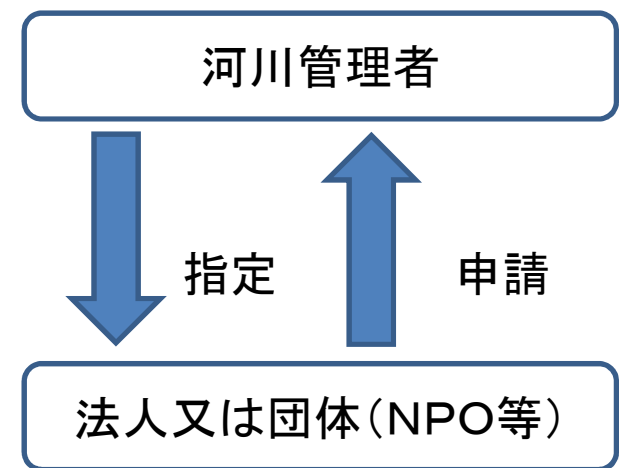
○河川協力団体の業務

・「河川協力団体」は以下の5項目の活動を実施する

<p>①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持</p>	<p>②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供</p>
 <p>河川敷清掃 ビオトープの整備</p>	 <p>船による監視 シンポジウムの開催</p>
<p>③河川の管理に関する調査研究</p>	<p>④河川の管理に関する知識の普及及び啓発</p>
 <p>外来種調査 鳥類調査</p>	 <p>マイ防災マップづくり 安全利用講習</p>
<p>⑤上記に附帯する活動</p>	

○河川協力団体の指定

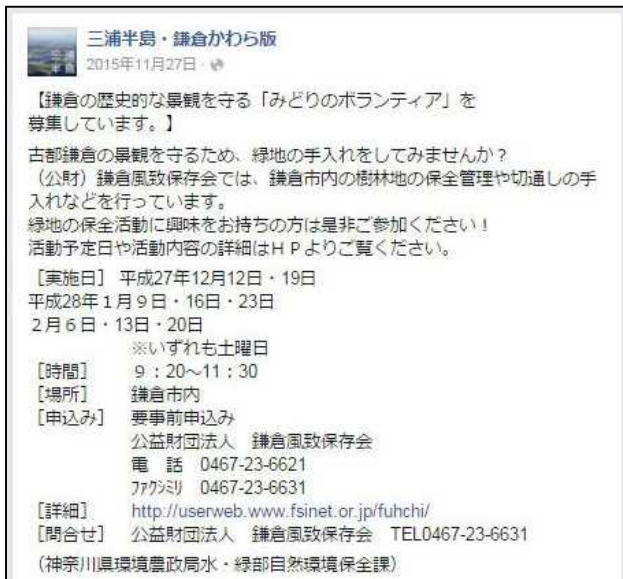
- ・民間団体からの申請を河川管理者が審査し、指定がなされる



(国土交通省水管理・国土保全局HPより)

○ 広報活動の充実

神奈川県ではfacebook、鎌倉市では市報を活用し、ボランティア活動の案内を行っている



神奈川県facebook「三浦半島・鎌倉かわら版」

西口時計台広	47-1164(木曜日を除く)
西口横浜銀	鎌倉風致保存会の催し
10kmのコー	【①みどりのボランティア】 史跡や緑地の手入れ。●1/23(土)…大仏切通 9:30~12:00
吉隧道(すい	【②お話しサロン「私が里山を守ることになった原点と最近の活動」】 講師は同会会員。定員30人。資料代100円。●1/23(土)…鎌倉生涯学習センター 14:00~16:00
店(小町)で解	【③歴史ウオーク(腰越周辺を歩く)】 小動神社、満福寺周辺など。先着30人。参加
天園へ…2/2	
解散	
1kmのコース。	

鎌倉市報「広報かまくら」

○ ボランティア団体の活動に資する施設整備

国営昭和記念公園に整備された「こもれびの家」には、ボランティアの活動拠点に活動の内容を紹介するスペースが併設されている。



「こもれびの家」外観



活動の内容を紹介するスペース

○ 日本科学未来館 パートナーシップ制度の例

産業界との協力関係の構築により、

- ・協賛金による支援
- ・館内の展示制作への支援
- ・アウトリーチ活動

などの協力を得ている。

パートナー企業は、

- ・企業名について、日本科学未来館HPへの掲載や館内での掲示によるPR
- ・日本科学未来館の常設展招待券の提供

などの特典がある。

オフィシャルパートナー（協賛金等による支援機関）

オフィシャル パートナー

館内の展示制作からアウトリーチ活動にいたるまで、科学技術と社会とのコミュニケーションの活性化に資する取り組みを、当館とともに総合的に行う支援機関

[プラチナ]

[ゴールド]

RICOH
imagine. change.

株式会社リコー

[シルバー]

AsahiKASEI

旭化成株式会社

kao

花王株式会社

中外製薬

中外製薬株式会社

YAZAKI

矢崎総業株式会社

オフィシャルサプライヤー（物品等の提供による支援機関）

オフィシャル サプライヤー

日本科学未来館の理念に賛同し、主に展示内容および展示品の支援を行う機関

- ・ レゴ ジャパン株式会社
- ・ 株式会社岡村製作所
- ・ 有限会社ラド
- ・ 株式会社日立ハイテクノロジーズ
- ・ シグマアルドリッチジャパン合同会社
- ・ ヤマハ株式会社
- ・ ライフテクノロジーズジャパン株式会社

（平成28年2月現在 日本科学未来館HPより）

※日本科学未来館

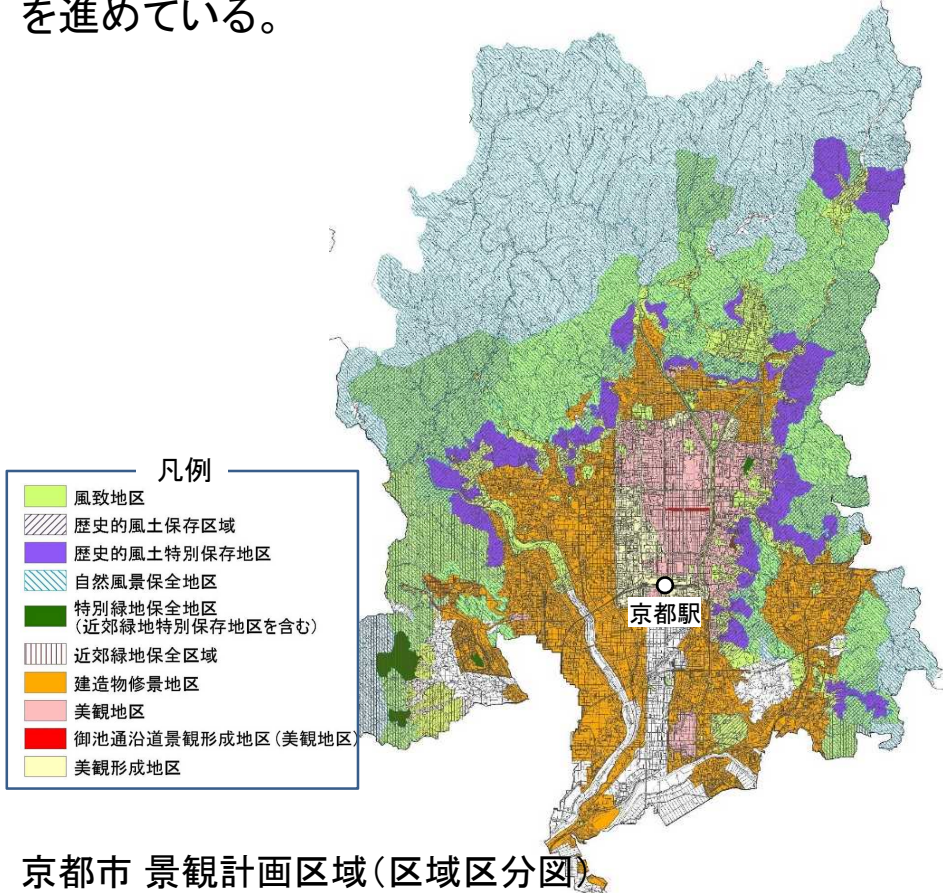
- ・ 科学技術への理解を深めるための拠点として 2001年に開館した国立の科学館
- ・ 所在地：東京都江東区青海2-3-6
- ・ 館長：毛利 衛

○京都市景観計画

市内の景観を

- ・歴史的風土保存区域を含む「自然・歴史的景観」
- ・景観地区等を含む「市街地景観」
- ・景色・風景を含む「眺望景観」

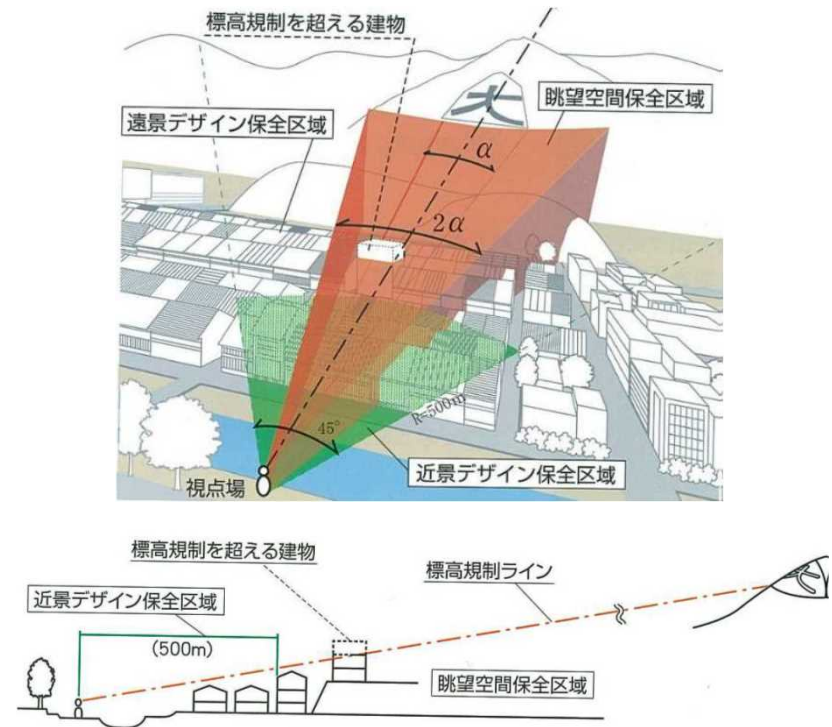
ととらえ、眺望景観や借景の保全・創出の取り組みを進めている。



(参考)京都市眺望景観創生条例

市内38箇所の優れた眺望景観を保全・創出するため、以下の区域を設定

- 建築物等について、超えてはならない標高を定める「眺望空間保全区域」
- 優れた眺望景観を阻害しないよう
 - ・形態、意匠、色彩の基準を定める「近景デザイン保全区域」
 - ・色彩の基準を定める「遠景デザイン保全区域」

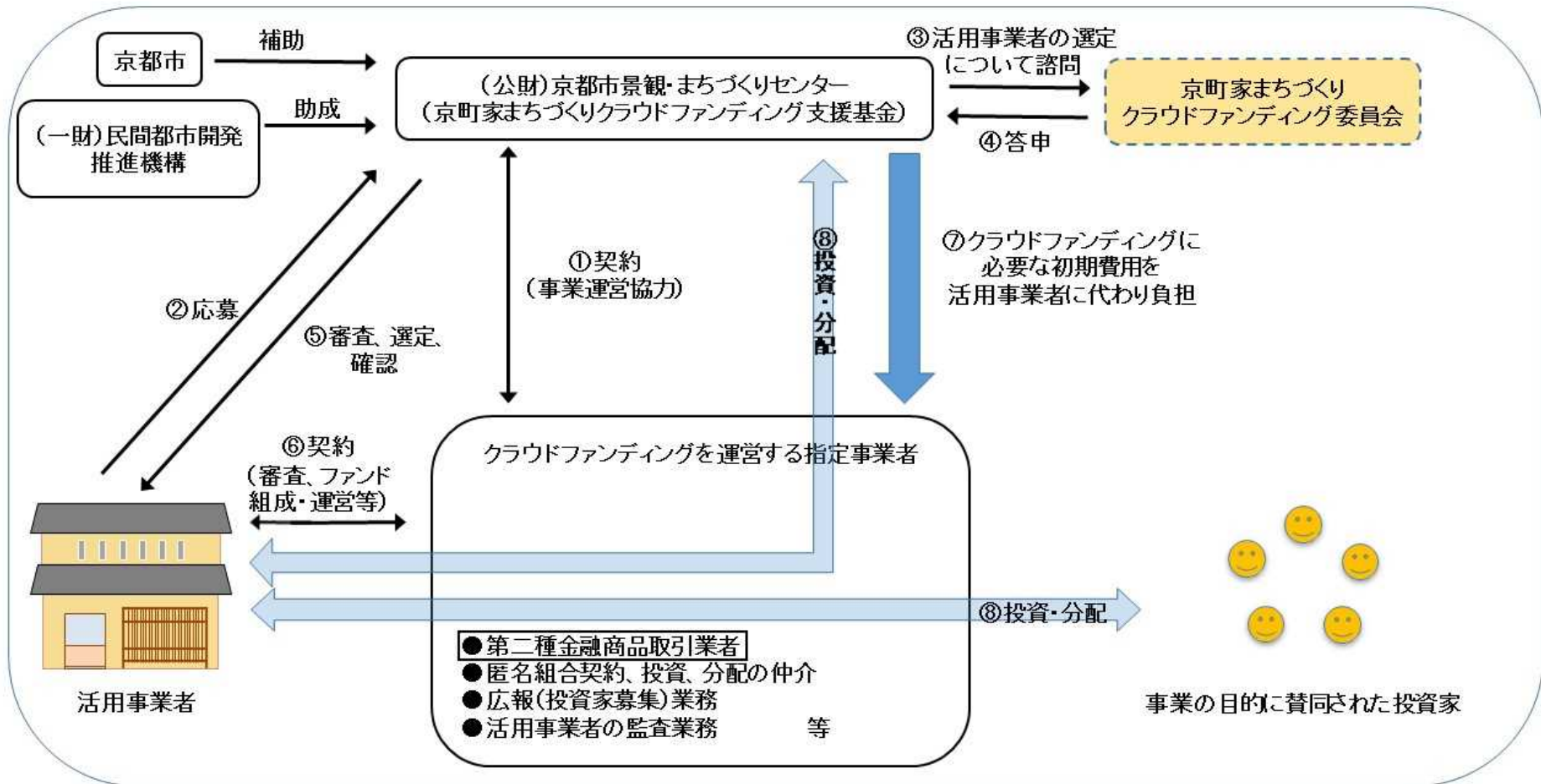


眺望景観保全地域の概念図

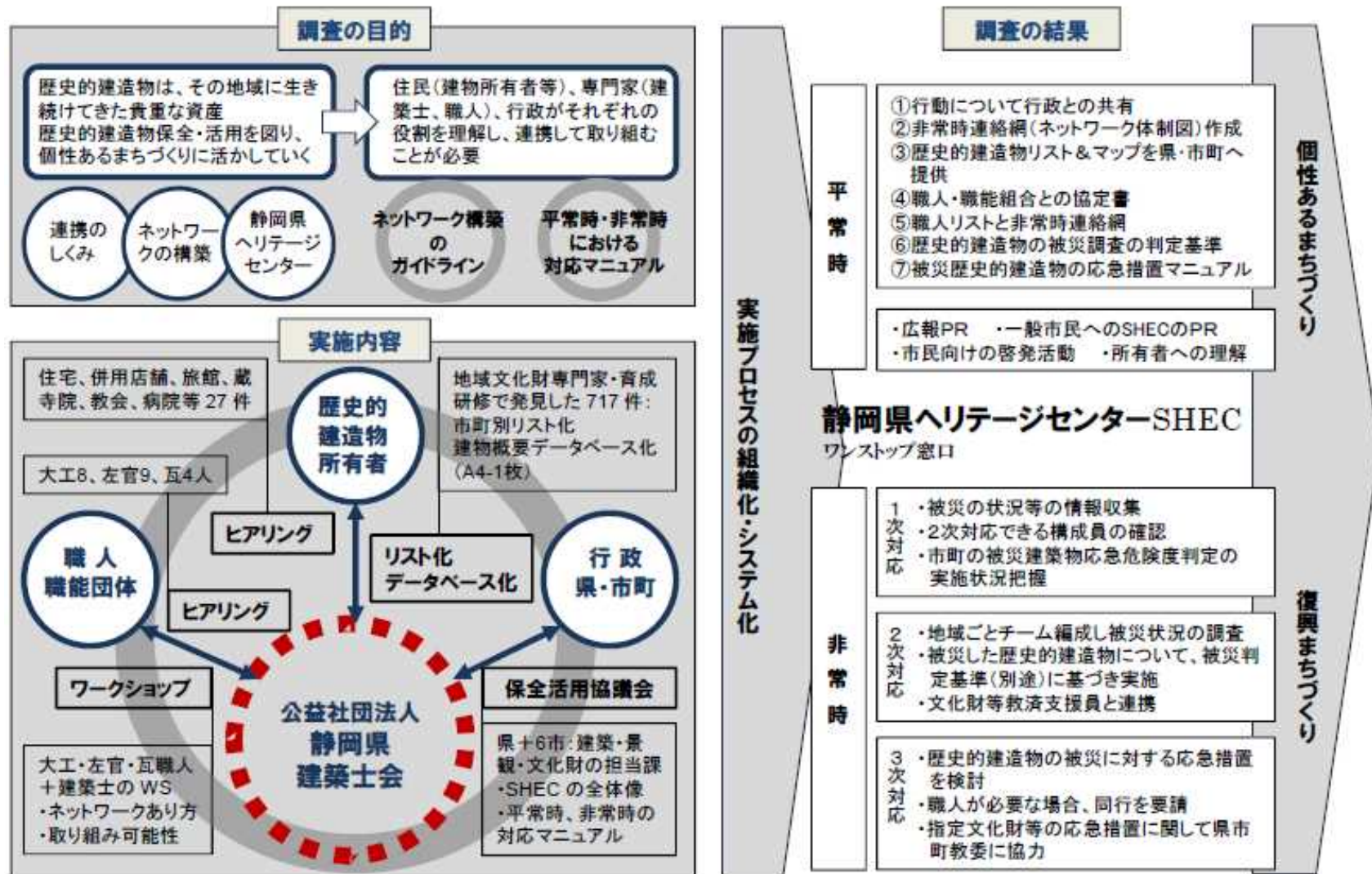
○京都市におけるクラウドファンディングを用いたまちづくりファンドの活用事例

京町家を活用し事業を実施しようとする者が、クラウドファンディングの仕組みを利用して京町家の改修費用を調達する際、クラウドファンディングに必要な初期費用を支援するとともに、調達額が目標額の1/2を上回った場合に目標額と調達額との差額を投資。

京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業(事業スキーム図)



○建築士会における平常時・非常時で相互に機能する歴史まちづくりのネットワークの構築 (静岡県静岡市・H24歴史的風致維持向上推進等調査)



○景観計画策定・屋外広告物条例制定状況

歴史的風致維持向上計画認定都市(51都市)において8割を超える都市が景観計画を策定・検討しており、約半数の都市が独自の屋外広告物条例を制定・検討している。

項目	認定前	認定後	検討中	計	割合
景観行政団体	39	5	—	44	86%
景観計画策定	29	11	3	43	84%
屋外広告物条例 (独自条例)制定	19	3	6	28	55%

○企業等の景観への意識の高まり

【山口県萩市】

歴史的風情等を守るため、市全域で独自の基準により屋外広告物を規制する条例を制定したことにより、良好な景観の形成が図られている。



【岐阜県高山市】

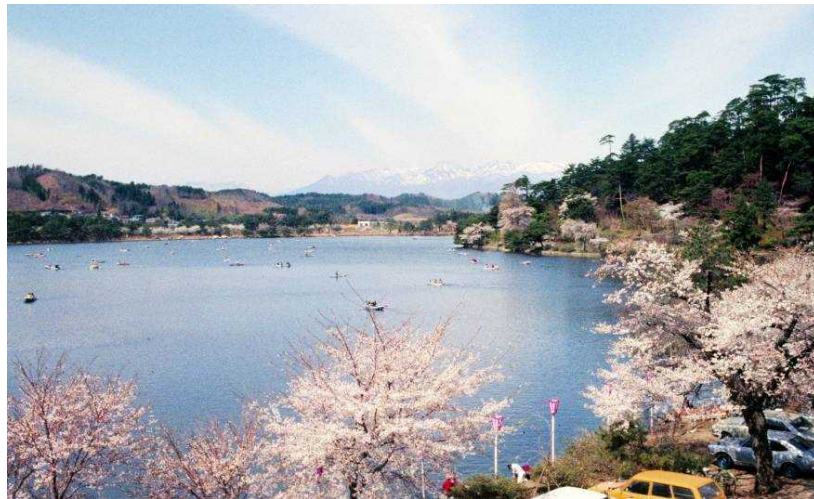
地域住民の歴史的な景観を重視する意識の高まりを踏まえ、良好な景観を阻害していた通信施設の鉄塔が平成25年に撤去された。



○歴史的風致維持向上地区計画策定に向けた取組(福島県白河市)

松平定信が作庭した南湖公園の周辺の元々住居系の用途だったエリアについて、建築物の用途の緩和、形態・意匠等の制限を強化

- ・用途緩和: 建物の1階部分に、白河地域の農産品等を提供する飲食店等の立地を誘導
- ・形態・意匠等の制限強化: 屋根は平入りの形状、開口部については木製格子戸等に制限



南湖公園



湖畔店舗群イメージ

良好な景観形成・地域の活性化の促進について③

①社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金
(都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加



④集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

- 集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理、復元等を補助対象に追加

⑤歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物

○ 歴史まちづくりサミットの開催

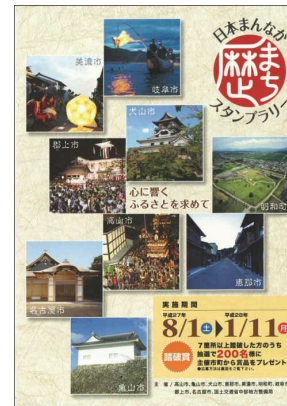
平成24年度の高山市における中部歴史まちづくりサミットを皮切りに、東北、関東、中部、近畿、中国、九州地方においてブロック毎のサミットを開催



近畿歴史まちづくりサミット(H27.11.22)

○ 歴史まちづくり認定都市の連携

中部地方の歴史まちづくり認定都市の連携により平成26年度より、「日本まんなか歴まちスタンプラリー」が行われている



平成27年度の実施例

○ 歴史まちづくり担当者会議の開催、歴史的景観都市協議会との連携

- ・毎年歴史まちづくり担当者会議を開催し、全国の認定都市や認定意向のある都市の実務担当者による情報交換等を実施
- ・会議開催にあたっては「歴史的景観都市協議会※」の総会と合わせて実施することで、同協議会との情報交換も行っている



※風趣ある歴史的、伝統的な市街地景観の保全を図っている都市相互の交流を深めるなどして歴史的景観都市の施策の推進に資することを目的に、昭和48年に発足。現在43市町村が加盟

担当者会議におけるグループ毎の意見交換 12

適切な評価による施策の充実について

○次期計画策定に向けたレビューについて

平成20年5月	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律公布
平成21年1月	金沢市など5市の歴史的風致維持向上計画の認定(第一期計画の認定)
・	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」における計画の認定基準(抜粋) 計画期間については、失われつつある歴史的風致について集中的にその維持及び向上を図ることを目的としていることから、概ね5～10年程度の期間を定めることが望ましい。
・	
・	
平成31年1月	第一期計画の認定から10年を迎える

歴史まちづくりにおける現行の評価制度

<進捗評価>毎年度実施

○ 施策・事業の進捗状況の評価【アウトプット評価／自己評価】

<総括評価>原則3年度ごと実施

○ 計画の達成状況の評価【アウトカム評価／自己評価】

- ・「歴史的風致の維持向上に関する方針」の達成状況や課題の改善状況を評価
- ・その評価を踏まえ、要改善事項や計画見直しの必要性について記載

○ 事業の質の評価【外部評価】

- 計画に基づき実施された代表的な事業に関して、以下の点など事業の質について外部有識者等による評価を受領
- ・適切なプロセスを経て事業が実施されたか
 - ・計画の趣旨、歴史性、文化性、景観等の観点から適切な整備が行われたか

第一期計画のレビューの方向性

- これまでの評価の積み重ねを活かしつつ、改めて計画による効果を評価する
- 評価に際して、評価項目として以下などが考えられる
 - ・住民満足度の向上
 - ・景観施策の進捗状況
 - ・観光客数